

志木市条例第2号

志木市介護保険運営協議会条例

(設置)

第1条 老人福祉事業及び介護保険事業の運営に関し、有識者及び市民による総合的かつ一体的な審議、評価等を行うため、志木市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、調査審議を行う。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第117条第1項に規定する介護保険事業計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスの指定等に関すること。
- (3) 法第115条の23第3項に規定する指定介護予防支援の委託に関すること。
- (4) 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの運営に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、老人福祉事業及び介護保険事業の運営について市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員13人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 介護、保健、医療及び福祉関係者
- (3) 市内の団体を代表する者

(4) 公募による市民

(5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

5 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

6 部会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

7 部会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

8 部会の会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部長寿応援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(最初の委員の任期)

2 この条例の施行の後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第2項の本文の規定にかかわらず、4年とする。

(志木市老人保健福祉計画審議会条例の廃止)

3 志木市老人保健福祉計画審議会条例（平成5年志木市条例第3号）は、廃止する。

(志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

4 志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和53年志木市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表老人保健福祉計画審議会の項を次のように改める。

介護保険運営協議会	会長	日額	3,500
	委員		3,000